

自動車運転代行業者

認定をした公安委員会	栃木県	公安委員会
認 定 番 号	第	48 号
認 定 年 月 日	平成14	年 9 月 25 日
氏 名 又 は 名 称	有限会社 東武	
所 在 地	栃木県宇都宮市鶴田町3052番地	

栃木県

公安委員会

認定 第

48

号

運転代行業者の氏名または名称

(有) 東武 東武代行

郵便番号 〒

3 2 0

-

0 8 5 1

住所

栃木県宇都宮市鶴田町 3 0 5 2

電話番号

0 2 8

-

6 3 7

-

4 5 4 1

ホームページアドレス

<https://www.toubudaikou.com>

運転代行業務従事者の氏名

姓

カナ)

名

カナ)

料 金 表

(営業所に提示している料金)

基本料金

0.329

kmまで

1,600

円

加算料金

0.33

kmまで

100

円

- ・料金メーター器を使用する場合の初利用距離:小数点第1位までのキロメートル 単位、加算距離は1メートル 単位、1メートル未満の端数は四捨五入とする。
- ・トリップメーター器を使用する場合の初利用距離及び加算距離:小数点第1位までのキロメートル単位とする。

当社はお客様に対し、ご利用前に料金の概算額の説明をします(標準約款第5条)。代行運転役務の提供の終了の際に料金お支払いを求めます。

また、ご依頼があれば領収書を発行いたします(標準約款第6条)。

損害賠償措置

当社はお客様又は第三者の生命・身体・財産等に損害を与えたときは、賠償する責に任じます。当社の責任は、当社のドライバーがお客様のクルマに乗車したときに始まり、下車をもって終わります。ただし、賠償には免責事項があります(標準約款第7,8,9条)。

受託自動車保険・共済

対人損害賠償 1 名につき

無制限

万円

対物損害賠償 1 事故につき

1 億

万円

車両損害賠償

2,000

万円

随伴用自動車 任意保険

対人損害賠償 1 名につき

無制限

万円

対物損害賠償 1 事故につき

無制限

万円

標準自動車運転代行業約款

第1条 当社の経営する自動車運転代行業に関する代行運転役務の提供に係る契約は、この約款の定めるところにより、この約款の定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

2 特約の優先(略)

第2条 利用者は、当社の運転者(代行運転自動車(代行運転役務の対象となっている自動車をいう。以下同じ。))を運転する者をいう。以下同じ。))その他の係員が代行運転自動車の運行の安全確保のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

第3条 代行運転役務の提供(略)

第4条 当社は次の各号のいずれかに該当する場合には代行運転役務の提供又はその継続を拒否することがあります。

- (1)当該代行運転役務の提供の申し込みがこの定款によらないものであるとき。
- (2)代行運転自動車がないとき。
- (3)当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。
- (4)利用者が代行運転自動車の使用について正当な権限を有していないとき。
- (5)代行運転役務の提供に支限となる代行運転自動車の故障若しくは破損があるとき又は代行運転自動車が法令の規定に反する改造がなされたものであるとき。
- (6)当該代行運転役務の提供が道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- (7)天災その他やむを得ない事由による代行運転役務の提供上の支障があるとき。
- (8)利用者が当社の運転者その他の係員の行う代行運転自動車の運行の安全確保のための措置に従わないとき。
- (9)利用者が当社の運転者その他の係員に対し代行運転役務の提供に支障を来す行為を行ったとき。
- (10)泥酔等により利用者が行先を明確に告げられないとき。
- (11)利用者が付添人を伴わない重病者であるとき。
- (12)利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき。

第5条 料金に関する内容(別面に記載されているため略)

第6条 料金の収受に関する内容(別面に記載されているため略)

第7条 当社は当社の代行運転自動車及び随伴用自動車(以下「代行運転自動車等」という)。の運行によって、利用者若しくは第三者の生命若しくは身体を哲したとき、代行運転自動車を損壊したとき又は第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する資に任じます。ただし当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の連行に関し注意を怠らなかったこと、当該利用者又は当社の運転者その他の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥又は機能の障害があったことを証明したときは、この限りではありません。

2 責任の発生する時限に関する内容(略)

第7条の2 (1)(2)損害賠償責任に関する内容(別面に記載されているため略)

2 書面による提示に関する内容(略)

第8条 当社は、第7条によるほか、その代行運転役務の提供に関し利用者が受けた損害を賠償する資に任じます。ただし、当社及び当社の運転者が代行運転役務の提供に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第9条 当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により、代行運転自動車の連行の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって利用者が受けた損害を賠償する責に任じません。

第10条 当社は、利用者の故意若しくは過失により又は利用者が法令若しくはこの約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その利用者に対し、その損容の賠償を求めます。

当社は☑の付帯サービスを設定しています。

付帯サービス料金

- ☒ 迎車料金
- ☒ 待ち時間
- ☐ 回送料金
- ☒ キャンセル料金
- ☐

- ☒ 冬期料金
- ☐ チェーン着脱料金
- ☐ バッテリーチャージ料金

お客様にお願い

当社はお客様の故意・過失又はお客様が法令・約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、お客様にその損害の賠償を求めます(標準約款第10条)。

例:お客様からの白タク行為の強要によって、当社が行政処分を科せられ損害が生じた場合も、これに該当します。

お客様が代行業者のクルマに乗車することは、白タク行為とみなされ、禁止されています。お客様をお店等からクルマの駐車場所までお乗せする、いわゆるAB間輸送も白タク行為とみなされ、無償でもわずかな距離でも違法となります。

標準自動車運転代行業約款の全文はこちらをご覧ください。

